

選手育成指定学校助成金交付要領

(目的)

- 1 この要領は、本連盟の選手人口底辺拡大策の一環として、選手等の育成に取り組む小学校及び中学校を育成事業指定校とし、助成金を交付してその活動推進の一助とすることに関し、必要な事項を定める。

(指定学校)

- 2 選手育成指定学校は、その管内の本連盟所属団体長の推薦によるものとし、推薦された学校については本連盟各本部において検討し、指定校に適合する学校を本連盟会長の承認を得て決定する。

(推薦期日)

- 3 指定校の推薦については、毎年度 11 月末日までとし、決定の場合は推薦団体長及び指定学校長に通知する。指定学校長は、所定の様式により内容を詳細に記入し、本連盟事務局に提出する。

(助成金)

- 4 助成金の交付額は、当該年度の本連盟の予算枠内とし、学校における選手等の対象者数及び育成事業活動状況を勘案し決定する。

(交付申請)

- 5 助成金交付申請の書類は次のとおりとする。
助成金交付申請書(様式 1)
補助資料添付の場合 (A4 用紙とし書式任意)

(実績報告)

- 6 事業実績報告の書類は次のとおりとする。
助成事業実績報告書(様式 2)
事業実施成果概要 (A4 用紙とし書式任意)
実績報告書は、事業終了後 1 ヶ月以内に本連盟に提出する。

(要領の改廃)

- 7 この要領の改廃は、理事会の議決による。

(施行)

- 8 この要領は、平成 15 年 10 月 25 日から施行する。